平成２５年（フ）第５２号
最後の住所茨城県神栖市神栖１丁目９番１号
債務者　被相続人亡太田善助相続財産
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植崎　明夫
4　破産債権の届出期間　平成25年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後２時30分
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第５２５号
岡山市北区伊福町４丁目４番３号
債務者　親喜建設株式会社
代表者代表取締役　片山嗣之助
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　秀一
4　破産債権の届出期間　平成25年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月９日午後１時50分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３８号
鳥取県鳥取市青谷町青谷4288番地
債務者　鳥取森田株式会社
代表者代表取締役　森田　義男
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２０号
鳥取県鳥取市浜坂７丁目１番14号
債務者　株式会社因幡水道
代表者取締役　伊賀奈富子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後１時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２１号
最後の住所鳥取県鳥取市桜谷177番地８
債務者　被相続人伊賀奈優の相続財産
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午後１時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７号
宮崎県小林市須木奈佐木3947番地37
債務者　有限会社鹿島産業
代表者代表取締役　鹿島マサ子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１５０号
神奈川県横須賀市長沢１丁目３番15号
債務者　株式会社ティーエムエヌ
代表者代表取締役　田中　晴彦
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月由佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月22日午前10時
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４８３号
埼玉県川越市的場北１丁目４番地６
債務者　株式会社霞ヶ関Ｓ－Ｒアカデミー
代表者代表取締役　図師　良教
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大瀧　治生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午前11時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１６１号
神奈川県横須賀市浦賀７丁目15番26号
債務者　有限会社岩崎建設
代表者取締役　岩崎　敏夫
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時15分
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２８２号
滋賀県栗東市野尻521番地　103号、商業登記簿上の本店所在地滋賀県近江八幡市上野町130番地
債務者　有限会社オフィス・コア
代表者代表取締役　川野ふじ代
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多久　康二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前11時40分
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８６号
京都市伏見区羽束師志水町181番地１
債務者　株式会社松元組
代表者代表取締役　松元　千春
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新保　英毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野丙９番地１
債務者　有限会社陶彩館
代表者代表取締役　山口甚一郎
1　決定年月日時　平成25年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　律雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前10時30分
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１７８２号
名古屋市中区千代田１丁目11番38号
債務者　有限会社赤津設計
代表者代表取締役　赤津　牧人
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　友信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１３号
京都市下京区河原町通七条上ル材木町458番地
債務者　株式会社サン・ファースト
代表者代表取締役　圖越　孝二
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　俊則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２０号
横浜市西区浅間町１丁目７番地の12
債務者　株式会社富士殖産
代表者代表取締役　奥山　雅美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　隆爾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前11時30分
横浜地方裁判所第３民事部